

千葉市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月15日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市規則第64号

千葉市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則
(千葉市区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 千葉市区役所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条総務課企画管理係の事務分掌第15号中「中央区役所、」を削る。

第5条第1項中「保護係」を「保護第一係
保護第二係」に改め、同条第2項を削る。

第5条の2第2項中「かかわらず」の次に「、中央区役所保健福祉センターにおいては、社会援護課の内部組織は、社会給付係、保護第一係、保護第二係、保護第三係及び保護第四係とし」を加える。

第6条中「保護係(中央区役所福祉事務所社会援護課においては保護第一係、保護第二係、保護第三係及び保護第四係とし、花見川区役所福祉事務所社会援護課及び稲毛区役所福祉事務所社会援護課においては保護第一係及び保護第二係とする。)」を「保護第一係及び保護第二係」に改める。

第6条の2中「保護係(」の次に「中央区役所保健福祉センター社会援護課においては、保護第一係、保護第二係、保護第三係及び保護第四係とし、」を加える。

(千葉市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 千葉市事業所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表蘇我保健センター、小中台保健センター及び犢橋保健センターの項中「蘇我保健センター、」を削る。

別表第1中央区役所の項を削る。

別表第2蘇我保健センターの項を削る。

(千葉県公印規則の一部改正)

第3条 千葉県公印規則(昭和45年千葉県規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表32の項個数の欄中「62」を「61」に改め、同表40の項個数の欄中「3」を「2」に改め、同表41の項個数の欄中「3」を「4」に改める。

別表第1専用公印の表46の項使用範囲の欄中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同表70の項個数の欄中「44」を「45」に改め、同表74の項個数の欄中「3」を「2」に改め、同表75の項使用範囲の欄中「福祉サービス課」を「保健福祉サービス課」に改め、同項個数の欄中「3」を「4」に改め、同表80の項個数の欄中「80」を「135」に改め、同表95の項個数の欄中「68」を「71」に改める。

(千葉県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第4条 千葉県母子及び寡婦福祉法施行細則(平成4年千葉県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「福祉事務所の長(若葉区、緑区及び美浜区にあっては保健福祉センター)」を「保健福祉センターの長(花見川区及び稲毛区にあっては福祉事務所)」に改め、同条第2項中「福祉事務所」を「保健福祉センター」に改める。

第3条第2項、第9条第3項、第11条第2項、第14条第2項及び第16条第2項中「福祉事務所」を「保健福祉センター」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「福祉事務所長」を「保健福祉センター所長」に、「保健福祉センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第12号中「区福祉事務福祉サービス課(若葉区、緑区及び美浜区にあっては保健福祉センター保健福祉サービス課)」を「区保健福祉センター保健福祉サービス課(花見川区及び稲毛区にあっては福祉事務所福祉サービス課)」に、「福祉事務所福祉サービス課」を「保健福祉センター保健福祉サービス課」に改める。

様式第30号中「福祉事務所長」を「保健福祉センター所長」に、

「保健福祉センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

(千葉県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第5条 千葉県身体障害者福祉法施行細則(昭和56年千葉県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第15条中「福祉事務所長(若葉区にあつては保健福祉センター所長。以下同じ。)」を「保健福祉センター所長(花見川区及び稲毛区にあつては福祉事務所長)」に改める。

(千葉県知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第6条 千葉県知的障害者福祉法施行細則(昭和56年千葉県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「福祉事務所長(若葉区にあつては保健福祉センター所長)」を「保健福祉センター所長(花見川区及び稲毛区にあつては福祉事務所長)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月22日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により作成された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。